

指定訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第 4770900506 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたく次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6
8. 緊急時・事故発生時等における対応方法	7
9. 秘密保持	7
10. 高齢者虐待防止	8

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 響心
- (2) 法人所在地 沖縄県名護市字川上 254 番地 1
- (3) 電話番号 0980-58-3715
- (4) 代表者氏名 代表取締役 涌井 直子
- (5) 設立年月 平成 18 年 12 月 15 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定訪問介護事業
- (2) 事業の目的

株式会社響心が設置するヘルパーステーションひびき指定訪問介護事業所（以「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重

し、利用者の立場に立った事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーションひびき
- (4) 事業所の所在地 沖縄県名護市字川上 292 番地 2
- (5) 電話番号 0980-58-3710 F A X 0980-58-3713
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 涌井 直子
- (7) 事業所番号 4 7 7 0 9 0 0 5 0 6
- (8) 当事業所の運営方針

＜訪問介護＞

- ① 当事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、必要な時に必要なサービスが提供できるようにする。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、目標を設定し計画的に行う。
- ④ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場でサービスを提供する。
- ⑤ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域の保健・医療・福祉関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ⑥ 前 5 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し事業を実施する。

- (9) 開設年月 平成 1 9 年 5 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 恩納村・名護市・東村・大宜味村

- (2) 営業日及び営業時間

営業日 月～土までとする。但し祝日、12月29日～1月3日までを除く。

受付時間 月～土 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 月～日 午前6時から午後9時

☆上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、24時間常時連絡ができる体制をとります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		0.5名		従業者の管理及び業務の管理を行う。
2. サービス提供責任者	2名		2名		利用申し込みの調整、訪問介護計画を行う。
3. 訪問介護員	12名		7名		指定訪問介護サービスの提供にあたる。
(1)介護福祉士	8名		4.5名		
(2)介護員実務者研修終了または、ヘルパー1級課程修了者	0名		1名		
(3)介護職員初任者研修課程修了者	4名		2.5名		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金から自己負担分（利用負担者割合）を差し引いた額が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

身体介護	食事介助	食事摂取の介助、水分補給など
	入浴介助	自宅での入浴介助、入浴困難時の体を拭く（清拭）など
	排泄介助	おむつ交換やトイレの介助、見守りなど
	更衣介助	起床・就寝や入浴後などの衣類着脱の介助
	口腔介助	歯磨きの介助、義歯の洗浄など
	体位変換	褥瘡（床ずれ）防止のための体の向きを変えるなど
生活援助	調理	ご本人の状況に応じた食事の用意から片付けまで ・ご家族の分の調理は行いません
	洗濯	ご本人の衣類・タオル・シーツなどの洗濯から収納まで ・ご家族の分の洗濯は行いません
	掃除	ご本人の居室・浴室・トイレ・台所などの掃除
	買い物代行	日用品や食材の買い物
☆ 生活援助は、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病等のため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものです。		

<サービス利用料金> 1回あたり

①基本料金

	単 位 数	利用者負担額
--	-------	--------

身体介護が中心の場合

20分以上30分未満	244単位	244円
30分以上1時間未満	387単位	387円
1時間以上1時間30分未満	567単位	567円
以降30分追加毎	82単位	82円
引き続き生活援助が中心の場合	介護給付費単位数サービスコード表によります	

生活援助が中心の場合

生活援助2 20分以上45分未満	179単位	179円
生活援助3 45分以上70分未満	220単位	220円

②加算料金等

早朝加算（午前6時～午前8時まで）		所定単位数×25%
夜間加算（午後6時～午後9時まで）		所定単位数×25%
体制	介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	各単位数合計の26.6%

- ☆ 利用者負担額は、1割金額を記載していますが、利用者の所得により負担額割合が変わる場合があります。
- ☆ 割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算となっております。
- ☆ 当事業所と同一敷地内に隣接する建物の利用者にサービスを行った場合は、上記金額の100分の90となります。
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金となります。
- ☆ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

身体介護	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	以降 (30 分追加毎)
	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	45 分以上		
	1,790 円	2,200 円		

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

琉球銀行 大宮支店 普通預金 586698

イ. 口座からの自動引き落としは下記の金融機関が利用可能

沖縄銀行・琉球銀行・コザ信用金庫・沖縄海邦銀行・郵便局・他

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

(2) 訪問介護員の交替

担当訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

訪問介護員変更相談窓口

担当者：サービス提供責任者

時 間：月～金 8:30～17:30

電 話：0980-58-3710

(3) サービス実施時の留意事項

介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていた

できます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

介護サービス実施の際、利用者の身体状況、環境状況の変化に伴う居宅サービス計画に変更があった場合は、その変更内容に基づいた介護サービスを提供します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する介護サービスの提供に当って次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご利用者の家族等に対する介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成など次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。(担当の訪問介護員に直接お話ししてもかまいません。)

＜サービス提供責任者の業務＞

- ① 介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理について必要な業務

7. 苦情・意見等の受付について

(1) 苦情・意見等の受付

当事業所に対する苦情やご意見は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情・意見受付窓口

苦情・意見受付担当者：管理者（涌井直子）

苦情・意見解決責任者：法人代表者（涌井直子）

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分

○ 電話番号 0980-58-3710 F A X 0980-58-3713

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名護市役所 介護長寿課	所在地 名護市港1丁目1番地1号 電話番号 0980-53-1212 F A X 0980-54-3813 受付時間 月～金 8:30～17:00
沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室	所在地 那覇市西3丁目14番18号(国保会館) 電話番号・F A X (共通) 098-860-9026 受付時間 月～金 8:30～17:00
沖縄県介護保険広域連合会 業務課	所在地 読谷村字比謝江 55 番地 比謝江複合施設 2 階 電話番号 098-921-7800 受付時間 月～金 8:30～17:00
沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺4丁目373番地1 電話番号 098-882-5704 F A X 098-882-5714 受付時間 月～金 9:00～17:00

8. 緊急時・事故発生時等における対応方法

- (1) 訪問介護員は、訪問介護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ他時は速に主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者へ報告します。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速に害賠償を行います。

9. 秘密保持

- (1) 事業者の職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、正当な理由がなく漏らしません。
- (2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するよう従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

10. 高齢者虐待防止

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 高齢者虐待者防止のための検討委員会を定期的開催しその予防に努めます。
- (3) 虐待防止のための全職員の定期研修会を開催し、虐待防止の意識啓発に努めます。
- (4) サービス提供中に、当事業所または擁護者(家族等)による虐待発見時は市町村に通報します。